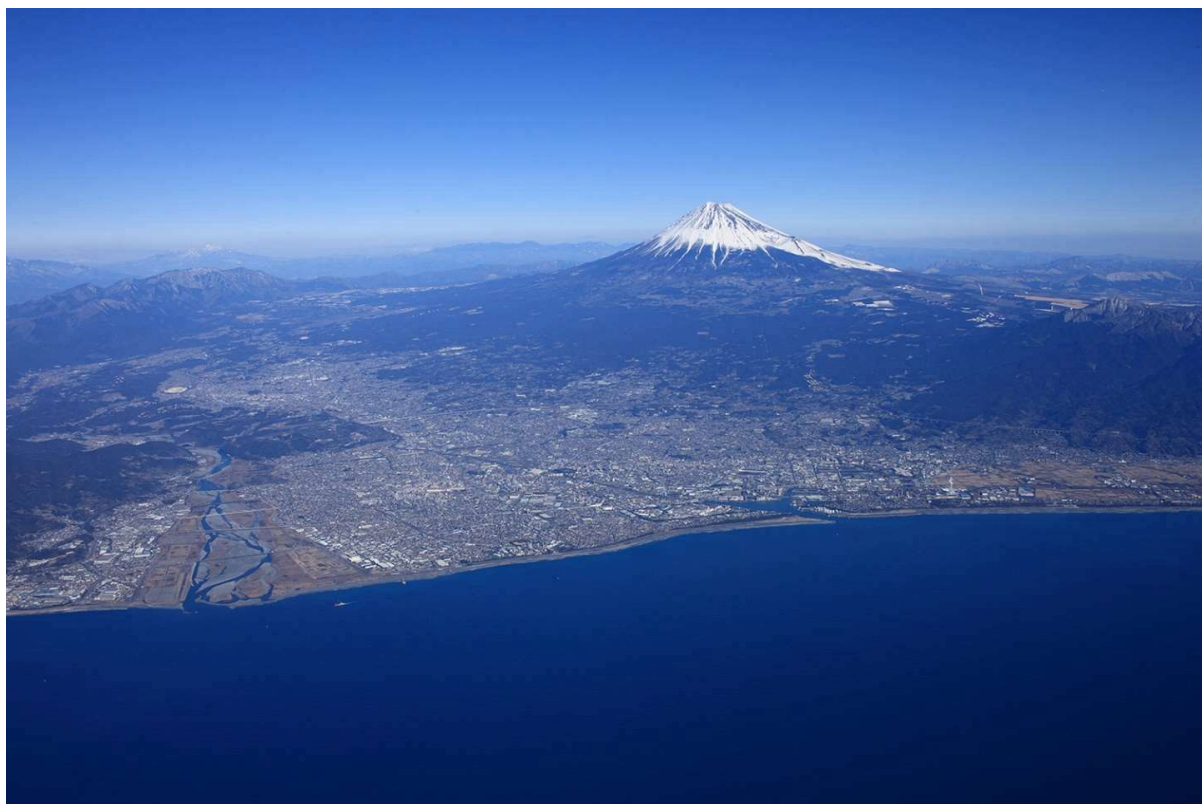


富士市消防用設備等に関する審査基準



富士市消防本部

目 次

第 1 章 総則

- 第 1 目的
- 第 2 運用上の留意事項
- 第 3 用語例

第 2 章 通則

- 第 1 政令別表第 1 に掲げる防火対象物の取扱い
- 第 2 消防用設備等の設置単位
- 第 3 建築物の床面積及び階の取扱い
- 第 4 無窓階の取扱い
- 第 5 収容人員の算定
- 第 6 政令第 8 条に規定する区画等の取扱い
- 第 7 着工届等に添付する図書等

第 3 章 消防用設備等の技術基準

- 第 1 屋内消火栓設備
- 第 2 非常電源
- 第 3 スプリンクラー設備
- 第 4 泡消火設備
- 第 5 不活性ガス消火設備
- 第 6 ハロゲン化物消火設備
- 第 7 粉末消火設備
- 第 8 屋外消火栓設備
- 第 9 動力消防ポンプ設備
- 第 1 0 自動火災報知設備
- 第 1 1 ガス漏れ火災警報設備
- 第 1 2 漏電火災警報器
- 第 1 3 火災通報装置
- 第 1 4 非常警報設備
- 第 1 5 避難器具
- 第 1 6 誘導灯及び誘導標識
- 第 1 7 消防用水
- 第 1 8 排煙設備
- 第 1 9 連結散水設備
- 第 2 0 連結送水管
- 第 2 1 非常コンセント設備
- 第 2 2 無線通信補助設備
- 第 2 3 パッケージ型消火設備
- 第 2 4 パッケージ型自動消火設備
- 第 2 5 その他消防用設備等以外の設備